



労使間のトラブルで悩んでいませんか？



- ・残業
- ・休暇など
- ・出張
- ・転勤
- ・異動など
- ・雇用問題
- ・一時金
- ・就業規則など

突然、解雇を言い渡された
 ● 会社が、給料を払ってくれない
 ● 一方的に給与が引き下げられた
 などです。

労働者個人と使用者の間の労働条件やその他労働関係に関するトラブルです。

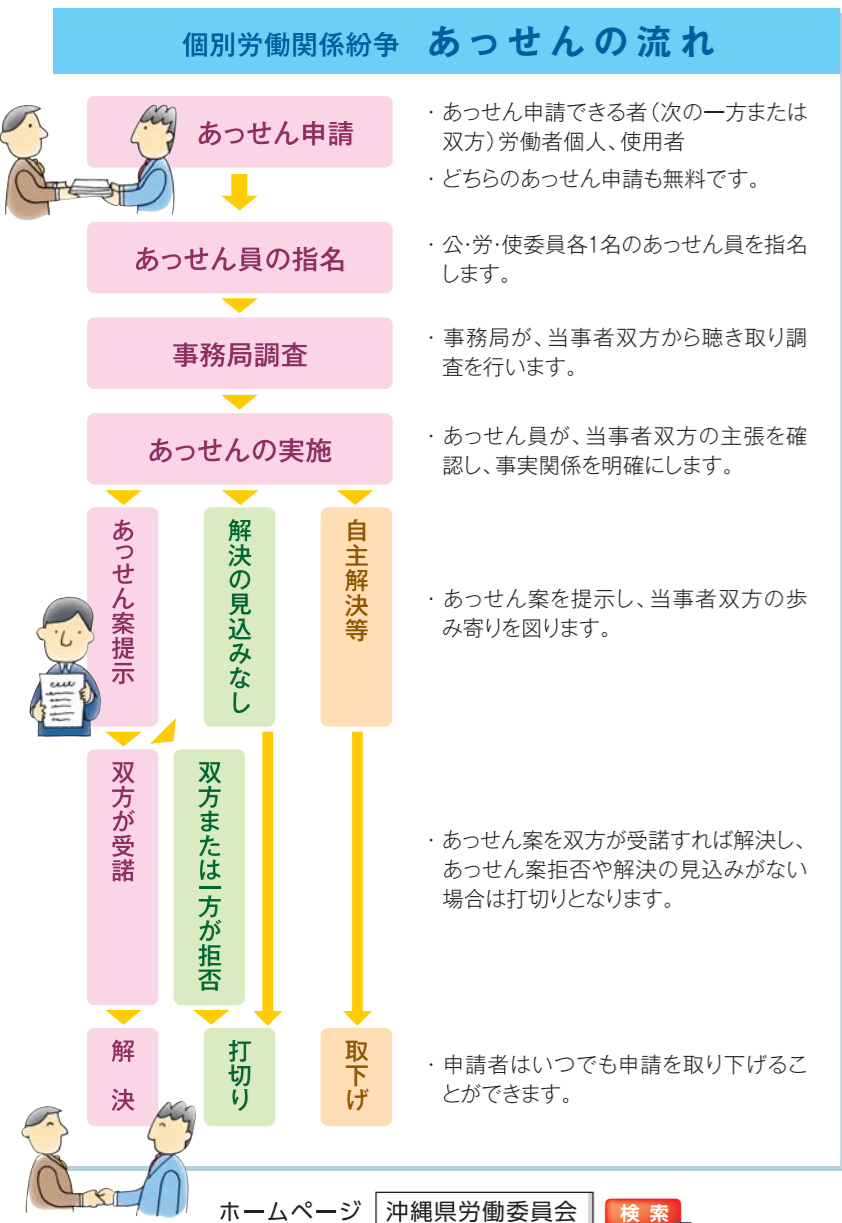
例えば、

者団体役員など(五名と事務局職員三名の計十八名が登録されています)。

通常は、公益委員、労働者委員、使用者委員それぞれ一名ずつが指名され、三名であっせんを行います。

「個別労働関係紛争のあっせん」はどのように行われますか？

あっせんは、次のような流れで行われます。



十月は個別労働関係紛争処理制度の周知月間です

十月は個別労働関係紛争処理制度の周知月間です。

「個別労働関係紛争処理制度とは、労働組合のある、なしにかかわらず、政治的な要求や労働者どうしの問題、裁判所で確定・和解・調停などが成立した紛争、国の機関であっせん中またはあっせんが成立した紛争などは、あっせんの対象外です。

全国の労働委員会が、一斉に制度のPR活動を実施します。

沖縄県労働委員会は、「個別労働関係紛争のあっせん」について県民の皆さんに知っていただくため、ホームページ(※県ホームページの検索エンジンで「沖縄県労働委員会」と検索してください)などを通じてPR活動を行います。

労使間の労働条件などに関するトラブルで困ったときは

労働者と使用者の間の労働条件などに関するトラブルについて、自分たちで解決することが困難となり、第三者機関の助けが必要なとき、労働委員会は中立・公平な立場で迅速・円満な解決ができるようお手伝いします。

どうぞ、お気軽にご利用ください。



「個別労働関係紛争のあっせん」とは何ですか？

労働者個人と使用者との間で、労働条件などについてトラブルが起ったとき、双方が誠意をもって自主的に解決することが望ましいことですが、話し合いを続けても当事者間で解決できない場合があります。



そんなとき、労働問題に関して経験豊かな「あっせん員」が、労働者個人と使用者双方からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言などを行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行います。これを「個別労働関係紛争のあっせん」といいます。

「個別労働関係紛争のあっせん」

「あっせん員」とは「あっせん員候補者名簿」に登録されている人の中から、事件ごとに労働委員会の会長の指名を受けた人のことです。

「あっせん員候補者名簿」には、労働委員会の公益委員(大学教授、弁護士などの学識経験者)五名、労働者委員(労働組合の役員など)五名、使用者委員(企業経営者、使用

労働者個人(正社員、パート社員、派遣社員など)と使用者社長など)の間で、労働条件などに関するトラブルについて、お困りではありませんか？

沖縄県労働委員会では、労働者個人と使用者の労働条件などに関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。

今回は、この「個別労働関係紛争のあっせん」について、紹介します。

「あっせん員」とは「あっせん員」とは「あっせん員候補者名簿」に登録されている人の中から、事件ごとに労働委員会の会長の指名を受けた人のことです。

「あっせん員候補者名簿」には、労働委員会の公益委員(大学教授、弁護士などの学識経験者)五名、労働者委員(労働組合の役員など)五名、使用者委員(企業経営者、使用

は、労働者個人、使用者のどちらから申請できます。

あっせんの手続きは無料です。

また、あっせんは非公開ですので、当事者のプライバシーは守られます。